第

3 4 7 5

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 3月 14日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 確定申告の訂正

**Q**: 先日、確定申告を済ませましたが、間違いがありました。確定申告を訂正したいのですが、どうしたらいいですか?

A:申告期限内であれば、訂正申告書を提出することになります。

## 【解説】

所得税の確定申告を訂正する場合、その税額が過少である場合は修正申告、税額が過大等である場合には更正の請求という手続きを原則として、採ることとされています。

しかし、実務では、法定申告期限内に同一人から確定申告や還付を受けるための申告書 又は確定損失申告書のうち種類を異にするもの、又は同種類の申告書が2以上提出された 場合には、最後に提出された申告書をその納 税者の申告書として取り扱うこととされています。

これは、法定申告期限内に同一人から2以上の申告書が提出された場合には、特段の申出がない限り、最後に提出された申告書が納税者の真意に基づくものとみて取り扱うことが実情にそっていると考えられるからで、この場合には、修正申告や更正の請求の手続きは不要となっています。

したがって、法定申告期限内であれば、既に提出した申告書を訂正する旨を付記した申告書を提出すれば、それが認められることとなります。







